

幼児教育・保育の無償化

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、消費税引上げ時の平成 31 年(2019 年)10 月 1 日より幼児教育・保育の無償化を実施する。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たち、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児の子供たちの利用料を無償化

- * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、上限月額 2.57 万円として無償化
- * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。ただし、3歳から5歳までの年収 360 万円未満相当の世帯及び第3子以降の子供たちの副食材料費を、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園については補足給付、その他の施設については免除
- * 幼稚園及び認定こども園(1号)については満3歳から、その他の施設については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化

【対象施設・サービス】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)及び企業主導型保育事業(標準的な利用料)

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○ 新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化(上限月額 2.57 万円)に加え、利用実態に応じて、最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化

- * 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たち、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児の子供たちの利用料を上限月額それぞれ 3.7 万円、4.2 万円として無償化

【対象施設・サービス】

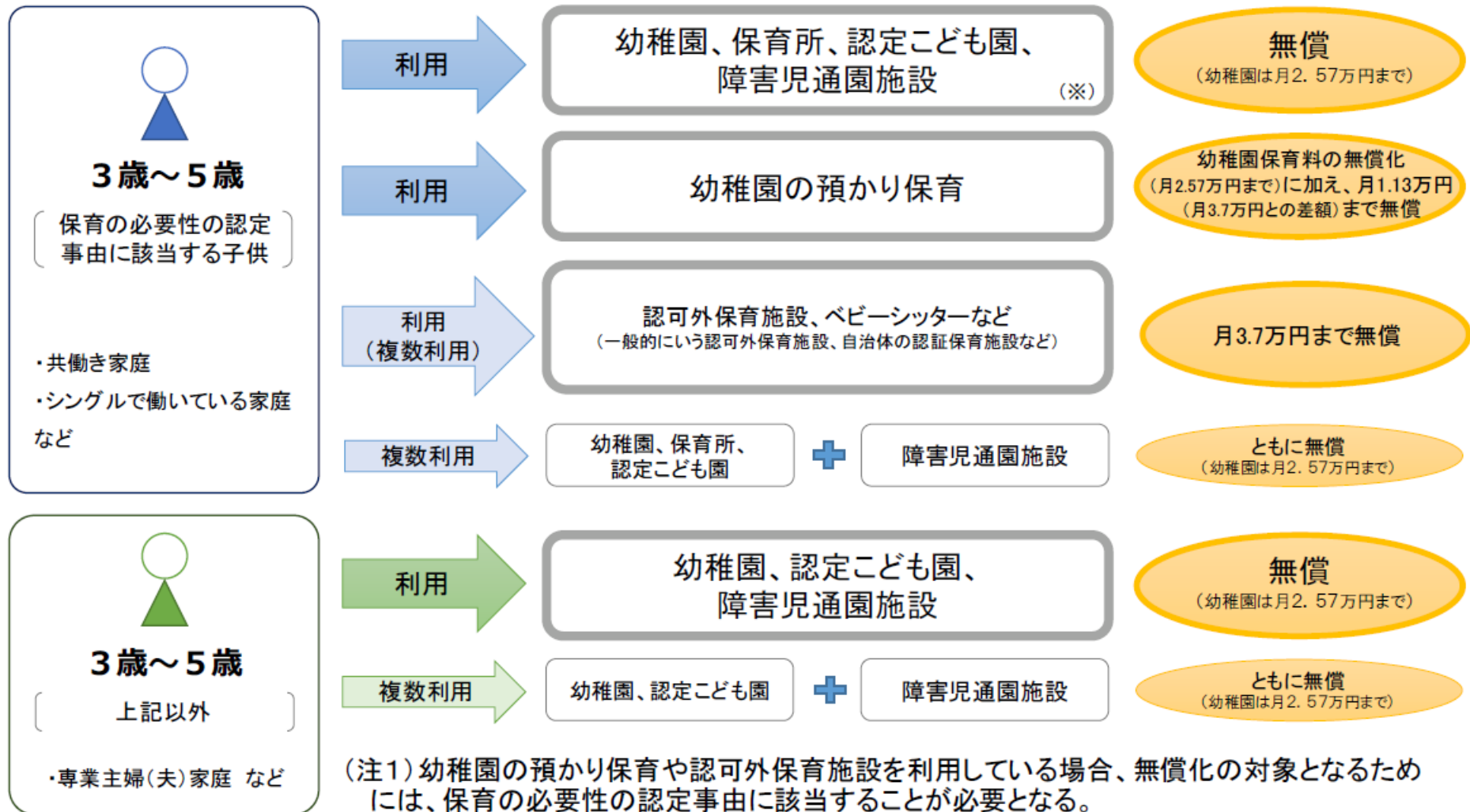
- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

障害児通園施設を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する子供たちについて、利用料を無償化
 - * 3歳から5歳が対象(なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償)
- 幼稚園、保育所、認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。